

第122回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

令和5年10月11日（水）第122回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（12名）

1番	香美町	見塚	修	2番	新温泉町	小林	俊之
3番	豊岡市	荒木	慎大郎	4番	豊岡市	上田	伴子
5番	豊岡市	太田	智博	6番	豊岡市	石田	清
7番	香美町	吉川	康治	8番	新温泉町	竹内	敬一郎
9番	豊岡市	前田	敦司	10番	豊岡市	村岡	峰男
11番	豊岡市	森垣	康平	12番	豊岡市	竹中	理

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 森 田 和 人  
書 記 高 橋 正 人  
書 記 岡 田 颯 士

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	関 貫 久仁郎
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	西 村 銀 三
会計管理者（豊岡市会計管理者）	堂 垣 真 弓
代 表 監 査 委 員	羽 尻 知 充
事 務 局 長	成 田 寿 道
環 境 課 長	和 田 哲 也
監 査 委 員 事 務 局 長	中 川 光 典

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて  
専決第1号 令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）  
第8号議案 北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定について  
第9号議案 北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について  
第10号議案 令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）  
第11号議案 令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について  
(以上5件、一括上程、説明)
- 第6 委員会提出第1号議案 北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について  
て  
(説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決)

## 議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 休憩  
〔自己紹介〕
4. 再開
5. 開議
6. 議席の指定
7. 会議録署名議員の指名
8. 会期の決定
9. 諸般の報告
10. 議案（報告第1号、第8号議案～第11号議案）一括上程  
管理者提案説明  
議案ごとの説明
11. 委員会提出第1号議案  
上程、説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決
12. 休会議決
13. 日程通告

14. 散 会

〔議長開会挨拶〕

○議長（竹中 理） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の取扱いが変わり、各地でスポーツイベントやお祭りがにぎやかに開催されている様子を見かけるようになりました。

さて、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第122回北但行政事務組合議会定例会を開催する運びとなりましたことは、組合発展のため誠に同慶に堪えないところであります。

今期定例会に管理者から提案されます案件は、報告1件、条例2件、予算1件、決算1件の合計5件であります。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

開会 午前10時01分

○議長（竹中 理） ただいまの出席議員数は12名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第122回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（竹中 理） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（竹中 理） 日程第1、新たに組合議会議員になられた豊岡市選出議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

6番、石田清議員、以上のとおり議席を指定をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（竹中 理） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、竹内敬一郎議員、前田敦司議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（竹中 理） 日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

11番森垣康平議員。

○議会運営委員会委員長（森垣康平） 11番、森垣です。おはようございます。

今期定例会の議事運営についてご報告いたします。

会期については、本日から10月27日までの17日間といたします。

次に、日程についてですが、本日は諸般の報告の後、当局提出議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。続いて委員会提出第1号議案を上程し、説明の後、委員会付託を省略し質疑、討論、表決いたします。

次に、明10月12日から10月26日までは議案熟読のため休会。この間、13日正午を一般質問、質疑の通告の締切りとし、27日に本会議を再開し一般質問を行います。一般質問終了後、議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

以上報告のとおり、今期定例会の議事運営についてよろしくご協力お願いいたします。

○議長（竹中 理） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月27日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、会期は、17日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（竹中 理） 日程第4、諸般の報告を行います。

委員会提出第1号議案が提出され、当局提出議案と併せピンク色のファイルに入れて手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、お手元に議席表、例月現金出納検査結果報告書、ほくたんハイトラスト株式会社の決算関連書類第10期の写しを配付いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

日程第5 報告第1号、第8号議案～第11号議案（専決処分したものの承認を求めることについて外4件）

○議長（竹中 理） 日程第5、報告第1号から第11号議案、専決処分したものの承認を求めることについて外4件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

キンモクセイの甘く爽やかな香りが漂い始め、すがすがしい秋を感じられる季節となりました。

本日、第122回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参集を賜り誠にありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し深く敬意を表したいと思っております。

さて、本定例会に私から提案します案件は、報告1件、条例2件、予算1件、決算1件の合計5件です。

それでは、今年度のクリーンパーク北但の運営状況についてご報告申し上げるとともに提出議案の説明をいたしますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以前から排ガスに係る自主保証値を超える、または超えるおそれがあった場合の一時的な焼却停止について報告してまいりましたが、5月臨時会以降では8月10日と11日の合計2回発生をしてお

ります。いずれも排ガス中の水銀値に関して自主保証値を超えるおそれがあったため、一時的に焼却を停止しております。

これまでから申し上げますとおりこの措置は地元地区との約束を遵守するためのものであり、安全安心な運転管理をするための一時的な停止であります。地域住民の皆様の健康や生活に影響を及ぼすようなものではございません。

混入防止の対策といたしまして水銀使用製品の回収を促進すべく、関係市町に水銀体温計などの拠点回収ボックスの設置を継続してお願いをしております。今後も関係市町と連携して適正なごみ分別の周知徹底を図り、安定した施設運営に努めてまいりたいと思います。

次に、8月15日の台風第7号により被災した施設の復旧について進捗状況をお知らせします。

進入道路につきましては、山側斜面の崩落箇所での再度の崩落から進入道路の保全を図るための大型土のうの設置が完了しました。

山の恵みビオトープでは谷川の堆積土砂の除去は完了しましたが、残土処理作業が一部残っております。

現在、進入道路山側斜面の測量、土質調査を終え、復旧工法について検討しており、実施設計完了後速やかに工事を発注したいと考えております。

なお、工事期間について、工事完了まで片側通行の規制をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ごみの搬入状況についてご報告をいたします。

本年度4月から9月末までに搬入されたごみの総重量は1万9,704トンで、前年の同時期に對しまして98.8%とやや減少しております。引き続きごみ減量化にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、お盆の繁忙期における受入れ状況についてですが、8月12日土曜日、休日明けの14日月曜日には搬入車両が平常時より多く一時的に待ち時間が発生したものの、大きな混乱もなくスムーズな受入れができました。

続いて、売電についてです。クリーンパーク北但では、ごみ焼却時の熱を利用して発電を行っております。総発電量のうち、約7割を余剰電力として株式会社タクマエナジーへ売電しており、今年4月から9月末までの6か月間で約1億1,590万円を収入しております。

総売電量のうち、紙や草木類などのバイオマス分に相当する電力についてはこれまでと変わりなく固定価格での売電を行い、それ以外のプラスチックやゴム類などの非バイオマス分に相当する電力は過去1年間の平均市場単価を参考といたしまして、毎年売電単価を見直す市場連動型としております。

なお、非バイオマス分につきましては、液化天然ガスの高騰などが要因となり高い売電単価の契約となっております。

次に、環境啓発活動について報告いたします。

クリーンパーク北但では里山を活用した環境啓発イベントを定期的を開催しておりまして、今年

も4月から5回実施しております。里山で取れた山菜を天ぷらにして食べたり竹でご飯を炊いたりするなど、自然と触れ合い、楽しみながら環境について学ぶ機会を提供しております。

施設見学については、これまでに小学校23校と高等学校2校、延べ759人が環境学習に訪れました。また、一般の見学も3団体にお越しいただいております。

続きまして、提出議案の概要についてご説明を申し上げます。

まず、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてです。

これは令和5年8月の台風7号により被災した施設の復旧及び今後の災害対策を早急に実施する必要が生じたため、必要な経費のうち応急工事、設計業務委託等に係る予算について8月15日付で令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものです。

歳出予算は、施設整備事業費の委託料を2,100万円計上し、歳入予算は繰越金を同額計上しております。

次に、第8号議案北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてです。

これは北但行政事務組合情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例に規定する審査請求に関する事項等について審査するための北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するものです。

次に、第9号議案北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定についてです。

これは長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるものであります。

第10号議案令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてです。

歳入予算は、令和4年度決算に伴う繰越金のうち第1号補正予算で計上した2,100万円を除く2,722万3,000円を増額し、各市町負担金2,722万3,000円を減額するものです。

なお、各市町負担金は豊岡市が1,845万1,000円、香美町が476万円、新温泉町が401万2,000円それぞれ減額となります。

最後に、第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額8億5,083万3,667円、歳出総額8億260万8,716円で、歳入歳出差引き残額4,822万4,951円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越しました。

以上で私の総括説明を終え、各議案の詳細につきましてはそれぞれ事務局長が説明いたしますのでよろしくご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（竹中 理） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて説明を求めます。

成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 議案書の1ページをご覧ください。報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてです。

これは地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めるものでござ



います。内容は、令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

3ページをお開きください。専決第1号令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてです。

これは先ほど管理者からもありましたが、8月15日、台風7号に伴う豪雨により被災した進入道路南側のり面の災害復旧工事等に係る経費について8月15日付で補正予算を専決したもので、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出の総額を7億6,396万円とするものです。

12、13ページをご覧ください。詳細については、事項別明細書により説明いたします。

まず、歳出では施設運営管理費に調査及び設計に係ります業務委託料として1,260万円、災害復旧工事、土のう設置などの応急工事ですが、それに840万円を追加しております。

10ページ、11ページをご覧ください。歳入では、財源として令和4年度繰越金の一部2,100万円を充当しています。

説明は以上です。

○議長（竹中 理） 次に、第8号議案北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定について説明を求めます。

成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 議案書の19ページをご覧ください。第8号議案北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてご説明いたします。

本案は、北但行政事務組合情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例に規定する審査請求に関する事項等について、審査するための北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものでございます。

内容につきましては、27ページの条例案要綱をご覧ください。

1では設置の目的を、2では用語の定義、3及び4では審査会の組織について定めています。委員は5人以内で任命や任期等を定めているところです。6から次のページの12にかけては、審査会の会議、調査審議の在り方についてを規定しております。最後に14ですが、罰則の規定でございます。この審査会による調査審議に際しましては、委員においても個人情報を閲覧することになりますので、その秘密漏えいについての罰則を定めています。

次に附則です。（1）ではこの条例は公布の日から施行すること、（2）では北但行政事務組合情報公開条例を一部改正することとしています。これは現行の情報公開条例において情報公開審査会を設置する旨の規定を設けていましたが、今回個人情報保護に関する審査会と併せて1つの審査会を設置することにしましたので、情報公開審査会を規定している部分を改正または削除しようとするものです。

改正の詳細については、29ページから31ページに新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

続きまして、（3）及び（4）では現に情報公開審査会の委員である者をこの条例の施行日に審査会の委員に任命されたものとみなすこと、その委員の任期は旧審査会の委員としての残任期間と

すること。(5)では経過措置について定めています。

説明は以上です。

○議長(竹中 理) 次に、第9号議案北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について説明を求めます。

成田事務局長。

○事務局長(成田寿道) 33ページをご覧ください。第9号議案北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、北但行政事務組合の契約について長期継続契約の対象とする契約の種類などを定めるものでございます。

内容につきましては、37ページの条例案要綱をご覧ください。1では条例の趣旨、2では長期継続契約を締結することができる契約の内容、3では長期継続契約を締結することができる契約の期間は5年以内とするが、管理者が必要と認めるときは延ばすことができることを定めています。4の附則では、この条例は公布の日から施行することとしています。

説明は以上です。

○議長(竹中 理) 次に、第10号議案令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について説明を求めます。

成田事務局長。

○事務局長(成田寿道) それでは、議案書39ページをご覧ください。第10号議案令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条で歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入予算補正」というふうにしております。

45ページをご覧ください。事項別明細書により説明いたします。

今回の補正は、令和4年度の決算確定による財源補正のみとなっております。したがって繰越金2,722万3,000円を増額し、同額を分担金及び負担金から減額しようとするものです。

46ページ、47ページをご覧ください。

まず、歳入の10款分担金及び負担金で各市町負担金として2,722万3,000円を減額し、総額を2億9,042万6,000円としています。説明欄には各市町ごとの金額を記載しておりますので、ご覧ください。

次、歳出の45款繰越金は2,722万3,000円を増額としています。これは前年度繰越金4,822万4,000円のうち専決いたしました補正予算(第1号)で計上した2,100万円を除いた残額でございます。50、51ページには財源内訳を掲載しておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

○議長(竹中 理) 次に、第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 議案書の53ページをご覧ください。第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、決算書のほうをご覧ください。

まず総括表ですが、歳入総額8億5,083万3,667円、歳出総額8億260万8,716円となり、歳入歳出差引き額は4,822万4,951円となり黒字となっております。同額を令和5年度に繰り越すこととなりました。

詳細は事項別明細書により説明いたします。

7、8ページをご覧ください。歳入についてです。

まず、10款分担金及び負担金ですが、負担金総額3億7,128万6,000円を各市町に負担をいただいております。これは規約の定めにより、ごみ処理に要する経費は10分の1を均等割に、10分の9を前年度のごみ処理量の実績割により算出しています。また、施設の整備等に要する経費は10分の1.5を均等割に、10分の8.5を人口割により算出しています。

各市町の内訳についてです。備考欄をご覧ください。豊岡市ではごみ処理分として1億8,927万113円、整備分が6,150万5,743円で合計2億5,077万5,856円です。香美町ではごみ処理分が4,914万6,160円、整備分1,640万9,132円で合計6,555万5,292円。新温泉町がごみ処理分4,056万1,727円、整備分1,439万3,125円で合計5,495万4,852円を負担いただいているところです。

次に、15款の使用料及び手数料でございます。使用料は備考欄にあります行政財産使用料として10万7,416円、これは電柱占用や自販機などの設置に係るものでございます。

次、手数料ですが、ごみ処理手数料が1億5,632万6,600円を収入しています。これはごみの搬入量としては29トン余り増加していますが、手数料としては昨年と比べると740万円余り増加しているという状況です。

次に、30款財産収入の財産運用収入では備考欄に記載しておりますが一般廃棄物処理施設の基金利子36万8,832円を収入しています。これは今申し上げました基金積立金の運用利子でございます。

次に、財産売払い収入の物品売払い収入では、不用品売払い収入21万1,750円は羽毛布団の売払いに係るもの、資源化物売払い収入6,668万8,353円はリサイクルセンターで選別、回収された資源を有価物として売却した収入でございます。

次に、生産物売払い収入の余剰電力売払い収入につきましては、2億1,790万8,850円となりました。これはごみ発電による収入でございます。令和4年の8月に売電単価の改定があったことや、売電量の増加によりまして昨年と比べて1,574万円余り増収となっております。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。45款繰越金2,848万2,868円で、令和3年度からの繰越金でございます。

次に、50款諸収入の組合預金利子ですが、金融機関の預金利子でございます。

雑入ですが、そのうちその他の雑入65万3,603円は関電による地役権設定による補償料、現金拾得物、自販機の電気代などでございます。

再商品化事業受入金879万4,586円は日本容器包装リサイクル協会からペットボトル、プラスチック

ク製容器包装の再商品化に係る事業受入金というもので収入しております。

以上、これらを合わせまして歳入総額は8億5,083万3,667円となっております。

続きまして、歳出でございます。11、12ページをご覧ください。

まず議会費ですが、予算現額100万5,000円に対して支出総額が85万7,892円ということで、議員報酬等に関する議会関係経費でございます。

次に、総務費、一般管理費です。予算現額5,207万2,000円に対して支出済みが5,134万3,803円で、不用額が少し出ております。この款は、管理者等の報酬を含め事務的経常的経費の項でございます。10節の需用費などは事務的な消耗品等でございます。11節の役務費は電話料、郵便料あるいは公金収入手数料などでございます。12節委託料59万700円は公会計の財務書類作成の委託料とか財務会計のシステムの保守点検料です。13節使用料及び賃借料212万9,654円は公用車、コピー機などのリース料等です。18節負担金補助及び交付金4,611万4,122円は、構成市町などへの負担金です。14ページの備考欄の中ほどをご覧くださいますと、1市2町派遣職員6名の給与費の負担金のほか、監査事務、会計事務の負担金などが加わっております。

次に14ページ、衛生費、施設運営管理費です。予算現額7億7,132万1,000円に対しまして7億5,040万7,000円余りで、不用額が2,000万余り出ております。

主な内容としまして、備考欄をご覧ください。まず、廃棄物処理運営事業費です。会計年度任用職員の報酬から非常勤職員公務災害補償保険金までは計量・料金徴収員2人と事務職員1人、技術専門員1人の人件費等でございます。

次に、16ページの備考欄の上から15行目辺り、業務委託料5億3,063万4,183円がありますが、そのうち施設の運営委託業務の分が4億8,408万6,957円、これがほくたんハイトラストへの委託料でございまして、業務委託料全体の90%以上となっております。そのほかばいじん処理・運搬委託、焼却灰等の運搬業務、水銀廃棄物の処理、資源化物の処理委託業務、埋立容量測量業務等がございます。補修工事ですが247万3,900円、これは西側斜面の排水路堆積土砂の撤去とか散策路の改修工事を行ったものでございます。負担金ですが最終処分場の負担金8,698万131円で、香美町及び豊岡最終処分場の維持管理等に関する負担金でございます。交付金は地元森本、坊岡、2区へのコミュニティー活動支援のための交付金でございます。基金積立金2,070万円は将来の施設撤去に必要な財源の確保を目的とし、売電収入のおよそ10%を積み立てているものです。次に、環境衛生事業費です。会計年度の報酬から災害補償の保険金までは環境学習指導員3名の分の経費でございます。災害補償保険から次のページにわたります需用費、負担金まではクリーンパーク北但の年8回の環境学習あるいは環境啓発イベントに必要な経費とか、里山ハウスの維持経費に充てているものでございます。

次に、施設処理整備事業費8,669万4,300円ですが、これは施設の南側斜面の安定対策事業に係る経費で、調査業務としては3年度から引き続き行っている調査業務で、4年度については230万円余りでございます。

整備工事費は8,438万6,500円で、工事完了ということでございます。

以上、歳出総額は8億260万8,716円となっております。

20ページには実質収支に関する調書、21ページから25ページには財産に関する調書、26ページには基金に関する調書を掲載しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（竹中 理） 上程議案に対する説明は終わりました。

日程第6 委員会提出第1号議案（北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について）

○議長（竹中 理） 日程第6、委員会提出第1号議案北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番森垣康平議員。

○森垣康平議員 11番、森垣です。委員会提出第1号議案北但行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてをご説明いたします。

委員会提出議案目録をご覧ください。国において個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても新保護法により全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、議会についてはその自律性を重んじ、新保護法の適用対象から除外されました。しかし、新保護法の施行後も個人情報の保護に関する基本的な責務は議会も負っており、引き続き自律的な措置を講じる必要があると判断したことから、本条例を制定しようとするものであります。

本条例案については議会運営委員会において協議を行い、提案することに至りました。

以下、本条例案の概要をご説明いたします。

3ページをご覧ください。第1章です。第1条で、本条例は北但行政事務組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、第2条では定義を、第3条では議会の責務について定めております。

次に、第2章です。第4条では個人情報の保有の制限、第5条では利用目的の明示、第7条では適正な取得、第9条では安全管理措置、第10条から16条では個人情報の取扱いに従事する職員や委託業務の従事者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報等の取扱いについて必要な事項を定めております。

次に、第3章です。第17条では、議会が保有している個人情報ファイルについて、例外を除き個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないことを定めております。

10ページをご覧ください。第4章第1節です。第18条から第30条までは、何人も議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できることや、その手続のほか不開示となる情報など開示請求に関し必要な事項を定めております。なお、開示請求に関わる手数料は無料とし、写しの

交付を受ける者は写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしております。

続きまして、第2節です。第31条から第37条までは、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときには訂正を請求できることやその手続など、訂正請求に関し必要な事項を定めております。

続きまして、第3節です。第38条から第43条までは、何人も自己を本人とする保有個人情報本条例の規定に違反して保有されているなどと思料するときは、当該保有個人情報の利用停止、消去または提供の停止を請求できることやその手続など、利用停止請求に関し必要な事項を定めております。

続きまして、第4節です。第44条から第46条までは、開示決定等に関する審査請求があったときは例外を除き北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことのほか、開示請求等をしようとする者に対し利便を考慮した適切な処置を講ずること、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理、本条例の施行の状況の公表、その他の事項について定めております。

20ページをご覧ください。第6章です。罰則を定めております。第52条では、職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは2年以下の懲役または100万円以下の罰金に、第53条では職員等がその業務に関し知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金に、第54条では職員がその職権を濫用して職務以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金に、第56条では不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料にそれぞれ処することを定めております。

附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上のとおりでありますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（竹中 理） 説明は終わりました。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、委員会提出第1号議案は、原案のとおり可決さ

れました。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。明日10月12日から10月26日までを議案熟読のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹中 理) ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次の本会議は10月27日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時47分